

訪問型サービス(総合事業訪問介護)

重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	梅名の里 ホームヘルプサービス事業所		
サービスの種類	訪問型サービス(総合事業訪問介護)		
事業所の所在地	〒411-0816 三島市梅名578		
電話番号	055-982-5506		
指定年月日・事業所番号	平成27年4月1日 指定	2270601186	
管理者の氏名	石代 由子		
事業の実施地域	三島市		

2. 事業者の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者	介護福祉士	1人	常勤(サービス提供責任者兼務) 1人	
サービス提供責任者	介護福祉士	2人	常勤 2人	
介護福祉士		4人	常勤 2人	非常勤 2人
ホームヘルパー1級		人	常勤 人	非常勤 人
ホームヘルパー2級		人	常勤 人	非常勤 人

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業(総合事業訪問介護)を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス(総合事業訪問介護)は、従事者が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、手浴、足浴、入浴介助、体位交換、服薬介助、外出介助など
生活援助	家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日 ただし、及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます
営業時間	9:00～17:00まで

6. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の単位数は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく利用者負担金は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス(総合事業訪問介護)の利用料(令和6年4月1日より)

(ア)月に5回まで(週に1回程度)、標準的なサービス	1回	287 単位/回
(イ)月に5回まで(週に1回程度)、生活援助	1回	220 単位/月
(ウ)月に8回まで(週に2回程度)、標準的なサービス	1回	287 単位/回
(エ)月に9回以上(週に2回程度)、生活援助	1回	220 単位/回
(オ)月に14回まで(週に2回を超える程度)、 標準的なサービス	1回	287 単位/回
(カ)月に14回まで(週に2回を超える程度)、 生活援助	1回	220 単位/回
(キ)月に14回まで(週に2回を超える程度、回数単価で3,727 単位を超える場合)		3,727 単位/月

※自費サービスについては、別紙をご参照ください。

※上記の基本利用料は、三島市が定める金額です。なお金額の改定があった場合は、別途文書にてお知らせします。

(3) 【利用料の加算について】

ア 初回訪問加算 200単位/月

新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、

イ 介護職員等処遇改善加算（I）

所定単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）に24.5%を乗じた単位数で算定した金額を介護保険負担割合証の割合額でご負担いただきます。 ※当該加算は区分支給限度額の算定から除外されます。

ウ 生活機能向上連携加算 100単位/月

（1）生活機能向上連携加算 I

サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の助言のもと、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、訪問介護を行った場合、その月に対して100単位をご負担いただきます。

（2）生活機能向上連携加算 II 200単位/月

ご利用者が、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの提供を受けている場合、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等がご自宅に訪問する際に、サービス提供責任者が同行し、身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、連携して訪問介護を提供した場合、初回の訪問に属する月以降3カ月の間、一月につき200単位をご負担いただきます。

(4) 地域単価について

地域区分が「7級地」であるため、利用単位数に10.21円を乗じた金額を介護保険負担割合証の割合額ご負担いただきます。

※ 地域単価については区分支給限度額の算定から除外されます。

(5) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払い確認後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月27日（金融機関が休日の場合は翌日）に、ご指定の金融機関から引き落とします。
現金払い	毎月10日すぎまでに前月分のサービス利用料金を請求しますので、20日までにお支払いください。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員または地域包括支援センター及び三島市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護

利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し（テレビ電話装置等の活用を可能とする）、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. その他

事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご契約者やご契約者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、ご契約者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

ご契約者がサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、ご契約者が事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書でご契約者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

※具体的な背信行為の例：従業者に対する行為による暴言、暴力行為、並びにセクシャルハラスメント、強要等

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当	管理者 石代 由子
	電話番号	055-982-5506

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三島市地域包括ケア推進課	電話番号 055-983-2759
	静岡県国民健康保険 団体連合会	電話番号 054-253-5590

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員または地域包括支援センター、当事業所の担当者へご連絡ください。

個人情報の利用目的

梅名の里ホームヘルプサービス事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、利用者の個人情報について以下の通り定めます。

【利用者への介護（予防）サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護（予防）サービス
- ・介護保険事務
- ・介護（予防）サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護（予防）サービスの向上
 - －当該事業所職員の資質向上に伴う電話応対時の録音・保存

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護（予防）サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者に施設サービスを提供する他の介護保険施設等（特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・他の介護老人保健施設等）との連携（紹介状、看護添書、療養中の様子、申請待機状況等）及び照会への回答
 - －利用者のサービス提供等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などの係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護（予防）サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生への実習のへの協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	三島市梅名578
	名称	梅名の里 ホームヘルプサービス事業所
	説明者・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

家族	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	

署名代行者（代理人）		
	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	